A 若 体又 化 送り状に当該第 定する製品 くはその異 とそ が使用され x S 若 ル 酸関連物 はこれら \mathcal{O} 律 示すべき事項 \mathcal{O} 才口 汚染を防 くはその 塩 施 質 しく $\overline{\mathcal{O}}$ 行 \mathcal{O} 才 性 審 項、 で P 体又は 質 査 ているも はその異性体 クタン \mathcal{O} 附 止す 異性 F 塩 \bigcirc Р 及 則 F 種特定化学物質による O 項 第 び製造等 \mathcal{O} S 又 は 酸関 体又 これら 文は 項、 О るため 匹 $\tilde{\mathcal{O}}$ 若し はこれらの塩 \mathcal{O} 連 Р \mathcal{O} でその塩、 容器 が塩 F H の措置等に関 又はこ 物 \mathcal{O} くはそ 質 規 Р 文 は P ル x S若 制 \mathcal{O} F 才 れらの 項に 包装又は 12 O P F O 口 \mathcal{O} 関 S 異性 才 F 規 又 す

(平成二十三年三月三十一日)

平成三○年 三月三○日/厚生労働省/経済産業省/環境省

改正

/ 厚

生労働省/経済産業省/環境省)

/告示第六号)

三年 九月二一日同

令和

第 五号

六年 五月 一日同

同

第 四号

六年一二月一○日同

同

産業省 製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、 その塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附 限 の措置等に関し表示すべき事項 送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するため の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する 法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条 PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する 示すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、 種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表 はその塩が使用されているものの容器、 又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又 則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表PFOS 法律第百十七号)第二十九条第一項の規定に基づき、 及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 改正する政令 り廃止する 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の /環境省 (平成二十一年政令第二百五十七号) /告示第二十三号)は、平成二十三年三月三十一日 (平成二十二年/厚生労働省/経済 包装又は送り状に当該第一 の施行に伴い、 (昭和四十八年 P F O S 又 は 包装又は 部

性体又はこれらの 四項の表PFOS又はその塩の項 \mathcal{O} 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法 項又はPFH ×S若しくはその異性体又はこれらの 塩の項、 ペルフル オロオクタン酸関連 PFOA若しくはその異 律施行令 附則 塩 物 項 第

が質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すれているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学又はPFH×S若しくはその異性体又はこれらの塩が使用さの異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質に規定する製品でPFOS又はその塩、PFOA若しくはそ

(平30厚労経産環省告3・令3厚労経産環省告5・令6

厚労経産環省告4・令6厚労経産環省告8・改称)

が第一種特定化学物質であること。れかが使用されている製品であること及びPFOS等のいずれか第1 次に掲げる化学物質(以下「PFOS等」という。)のいず

- 1 PFOS又はその塩
- 2 PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩
- 3 ペルフルオロオクタン酸関連物質
- 4 PFH×S若しくはその異性体又はこれらの塩
- 第2 PFOS等の含有率
- 第3 注意事項

こと等により、PFOS等の排出の削減に努めなければならな

- ンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、2 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポ
- 3 漏出したときは回収するよう努めること。

布等により直ちに拭き取ること。

- こと。
 で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理する
 4 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社
- /環境省/告示第三号) 抄改正文 (平成三○年三月三○日/厚生労働省/経済産業省第4 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所

平成三十年四月一日から適用する。

改正文 (令和三年九月二一日/厚生労働省/経済産業省/

環境省/告示第五号) 抄

境省/告示第四号) 抄 でする政令の施行の日(令和三年十月二十二日)から適用する。正する政令の施行の日(令和三年十月二十二日)から適用する。

一日)から適用する。正する政令附則ただし書に規定する規定の施行の日(令和六年六月正する政令附則ただし書に規定する規定の施行の日(令和六年六月化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改

改正文 (令和六年一二月一〇日/厚生労働省/経済産業省

/環境省/告示第八号) 抄

正する政令の施行の日(令和七年一月十日)から適用する。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改